

# 障がいがあってもなくても暮らしやすい島根を目指して 知ってください、いろいろなコミュニケーション

情報がきちんと伝わることは、日常生活や社会参加をするうえでとても大切なことです。でも、目や耳が不自由だと、情報を得ることが困難な場合があります。見え方や聞こえ方は人それぞれです。その人にあった伝え方を工夫しましょう。

## 目が不自由な場合

- 点字
- 拡大文字
- コントラストの工夫

※点字が読めない方もいます。音声による情報も増やしましょう!

## 耳が不自由な場合

- 手話
- 筆談
- 口話(口の動きを  
読み取る方法)

※大規模なイベントや講演会には、手話通訳や要約筆記をつけましょう!

※問い合わせ先は電話番号だけでなく、FAX番号やメールアドレスも案内しましょう!

## 目と耳が両方不自由な場合(盲ろう)

障がいの程度にあわせて、いろいろなコミュニケーション方法があります

- 触手話
- 指点字
- 手がき文字
- 音声(難聴の場合)
- 筆談(弱視の場合) など



筆談



触手話



指点字

イラスト/©(社福)全国盲ろう者協会

## 盲ろう者向け通訳・ガイドヘルパー養成講座受講生募集!

盲ろう者に関する基礎知識、コミュニケーションや介助に関する基礎的な知識・技能を習得し、通訳・ガイドヘルパーとして活動しませんか。

- 期 間 平成30年6月～平成31年1月(全14回)
- 受講資格
  - ・県内在住の20歳以上の方
  - ・全日程(14回)を受講できる方
  - ・講座修了後に通訳・介助活動をしていただける方
- 会 場 平田福祉館  
(出雲市平田町2112-1)
- 定 員 20名
- 受講料 5,000円(資料代、保険料等)  
+テキスト代
- 申込方法 申込書を郵送
- 申込締切 平成30年5月21日(月)必着

開催要項、受講申込書の送付をご希望の場合は、下記までお問い合わせください。また、島根県障がい福祉課のホームページからもダウンロードできます。

申し込み、問い合わせ先  
〒690-0012  
松江市古志原2丁目25-25 原 朱実 方  
しまね盲ろう者友の会事務局  
(養成事業受託団体)  
TEL:0852-24-9948 FAX:0852-24-7337

障害者差別解消法では、障がい者の求めに応じて「合理的配慮」を提供することとされています。障がい特性に応じて適切なコミュニケーションをとることが大切です。